

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年5月16日 06時00分ごろ
発生場所	沖縄県那覇市那覇空港西方沖 琉球大瀬灯標から真方位156°400m付近 (概位 北緯26°11.4′ 東経127°37.0′)
事故の概要	漁船いろは丸は、北進中、干出浜に乗り揚げた。 いろは丸は、船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月20日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 いろは丸、19.98トン ON2-1038（漁船登録番号）、三高物産株式会社 第294-19760号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 135cm（那覇）
事故の経過	本船は、船長が操縦席に腰を掛けて単独で船橋当直に当たり、GPSプロッターを作動させ、那覇空港西方沖を約8ノットの対地速力で自動操舵により、琉球大瀬灯標（西方位標識）の西方沖に向けて北進中、乗り揚げた。 船長は、那覇空港滑走路増設事業区域（以下「本件工事区域」という。）に出入りする船舶及び右舷前方の浅礁域を見ていた。 船長は、‘目的地へ直航できるように自動で操舵を行う機能’（以下「航法モード」という。）に設定していた。 船長は、遠隔操舵装置を操縦席の右舷側に移動させたとき、同装置のダイヤルに触れて同ダイヤルが少し動き、針路が変わったのではないかと本事故後に思った。 本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。
分析	本船は、船長が、航法モードで琉球大瀬灯標西方方沖に向けて北進中、本件工事区域に出入りする船舶及び右舷前方の浅礁域に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、予定針路線からずれて同灯標南南東方沖の干出浜に向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、本船が

	琉球大瀬灯標南南東方沖の干出浜に向かっていることに気付かず、同干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時見張りを適切に行うこと。